

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

7 月分

| No. | 案 件 名 称 | 物品種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由(注1) (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|--|---------|--------------|--------------|------------|-------------------------|--|-----|
| 1 | 平成25年度分庁内情報ネットワーク用パソコン(水道局)一式長期借入(その1)(再リース) | 情報処理用機器 | 東京センチュリー株式会社 | 1,565,298 | 平成30年7月24日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | G7 | — |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

平成 25 年度分 庁内情報ネットワーク用パソコン（水道局）一式
長期借入（その 1）（再リース）

2 契約の相手方

東京センチュリー株式会社

3 随意契約理由

本案件は、職員が日常業務で使用している庁内情報ネットワーク用パソコンのうち、平成 25 年度に締結した契約が平成 30 年 7 月末でリース期間が満了するため引き続き借入れを行う必要があるものです。

今回の借入れ機器に導入している OS は Windows7、その他の借入れ機器には Windows8.1 も導入していますが、Windows7 は平成 32 年 1 月 14 日、Windows8.1 は平成 35 年 1 月 10 日にマイクロソフト社のサポートが終了します。

平成 30 年 8 月から新規で借り入れた場合、5 年のリース期間の途中で現行 OS のサポートが終了することから、新規で借り入れる庁内情報ネットワーク用パソコンの OS は Windows10 である必要があります。

Windows10 は、これまでの OS とは異なり、新たな OS をリリースするのではなく、定期的に更新プログラムを作成し、アップデートしていく OS となります。そのため、更新プログラムを安定的に反映させていく仕組みを構築し、既存のシステムの稼働に支障がないか検証を行う必要があります。

市長部局では Windows10 導入にあたり検証を行い、平成 30 年 3 月から Windows10 端末の借入れを開始しています。当局では文書管理システムなど市長部局で運用保守を行っているシステムも使用しており、それらのシステムが Windows10 に対応してから Windows10 の庁内情報ネットワーク用パソコンの借入れを行わなければ、正常に動作しないなどの不具合が起こる可能性があり、業務に支障をきたすこととなります。

市長部局での Windows10 導入にかかる環境が整ったことを受け、当局でも平成 30 年 4 月から Windows10 導入にかかる検証を実施しているところです。また、当局の Windows10 導入にかかる検証において、庁内情報ネットワーク用パソコンの仕様に関する部分の検証は、平成 30 年 7 月まで要します。そこから、新たに借入れする機器仕様書の確認作業に 1 ヶ月、調達事務に 4 ヶ月、機器の設定作業に 1 ヶ月、各所属での機器入れ替え作業に 1 ヶ月とし、計 7 ヶ月の再リース期間が必要です。

また、現在借り入れしている機器は、動作上不具合も無く、機器製造業者の指定する保守期限を越えておらず、十分に使用が可能な状態にあります。

以上のことから、新たに入札するのではなく、現行契約を平成 31 年 2 月末まで継続して借り入れることが、最も合理的であると考えます。

よって、これらを実現できる唯一の業者である、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局総務部 ICT 推進課（電話番号 06-6616-5411）